

2017年3月10日改定

(名称)

第1条 本会は、京都大学マイクロ化学生産研究コンソーシアム（以下「本会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 本会は、マイクロリアクターを利用した次世代化学プラント、製造法の実用化・事業化・市場化を促進するため、マイクロリアクターを軸にした研究開発及び技術の普及活動を産学連携で促進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 企業・研究機関等からのコンソーシアム内での京都大学との共同研究の実施
- (2) 会員相互の交流機会の提供
- (3) 他のネットワークとの連携活動
- (4) 勉強会、講習会等の開催
- (5) 実用化研究プロジェクトへの応募支援
- (6) 本会の活動に関連する情報の収集・発信
- (7) その他、本会の設立趣旨に沿う事業

(会員)

第4条 本会の会員は、マイクロリアクター等の研究、開発、製造及び販売に従事又は関心を有する以下の会員により構成される。

- 1) 法人会員 : 本会の趣旨に賛同し、別途定める年会費を納める法人
- 2) 賛助会員 : 本会の趣旨に賛同し、法人会員にアドバイスや実験装置を提供できる法人や団体
- 3) 研究機関会員 : 本会の趣旨に賛同し、法人会員にアドバイスや共同研究の環境を提供できる研究機関や公共的な団体
- 4) 京都大学個人会員 : 本会の趣旨に賛同し、法人会員にアドバイスや実験場所を提供できる京都大学教員
- 5) 学識会員 : 本会の趣旨に賛同し、法人会員にアドバイスや共同研究の環境を提供できる学識経験者

第5条 本会に入会を希望するものは、所定の手続きによって入会を申請し、運営委員会の承認を得なければならない。

第6条 本会の退会を希望するものは、所定の手続きにより退会届を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。また、法人および賛助会員にあっては、退会前に会員期間中の会費を完納しなければならない。

第7条 法人会員は次の活動を受けることができる。

(1) 法人会員は、別途定める利用規則を承認したうえで、登録研究員を京都大学工学研究科に短期間派遣することができる。

(2) 法人会員は、登録研究員あるいはその代理を、マイクロ合成化学およびマイクロ化学工学の集中講義、マイクロ基礎実験実習、CFDシミュレーション演習に、無料で参加させることができる。

(3) 法人会員は、登録研究員あるいはその代理を工学研究科高等研究院集積化学システム研究部門に派遣して、別途定めるマイクロ装置や分析装置を無償で利用して実験できる。ただし、試薬などの消

耗品は利用者の負担とする。

(4) マイクロ化学技術の動向をニュースレターで受けることができる。

(5) その他、第3条の掲げる活動に参加できる。

(代表・副代表・幹事)

第8条 本会の業務遂行のため、以下の委員を定める。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 2名

(3) 幹事 若干名

2 代表は京都大学個人会員の互選により選出する。副代表、幹事は会員の中から代表が指名する。

(代表・副代表・幹事の任期)

第9条 代表・副代表・幹事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(代表・副代表・幹事の職務)

第10条 代表は、本会の会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐する。幹事は代表および副代表を補佐し、会務を実行する。

(事務局)

第11条 事務局は京都大学工学研究科内に置く。

2 事務局は、代表の指示に従って事務を行う。

(総会)

第12条 組織の運営等に係る重要事項を審議するため総会を置く。

2 総会は、代表が必要と認めたとき随時開催できる。

3. 法人会員、研究機関会員、京都大学個人会員はそれぞれ1票の投票権を持つ。

4. 総会は上記構成員の半数以上の出席をもって成立する。

(幹事会)

第13条 本会の活動計画等を審議するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、代表、副代表、幹事で構成する。

3 幹事会の長は代表をもって充てる。

4 幹事会は、代表が必要と認めたとき、随時、開催できるものとする。

(運営委員会)

第14条 京都大学工学研究科に、本会の運営に関する事項について代表の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(会費および事業年度)

第15条 本会の事業年度は当該年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 法人会員の会費は1社あたり年100万円および42万円×研究員数とする。

3 賛助会員の会費は原則として1社あたり年10万円(1口)とする。複数口も可能とする。

4 他の会員からは会費は徴収しない。

5. 会員が事業年度の途中で退会する場合でも会費を徴収するものとする。また、退会時期が事業年度の途中であっても、納入された会費は返還しない。

(契約)

第16条 法人会員として参画する企業はそれぞれ京都大学と共同研究契約を結び、その中で京都大学と各企業間に限った守秘等の取決めを行う。また、必要に応じて公的研究機関を含めた共同研究契約を締結する。

(会員資格期間)

第17条 法人会員の会員資格期間は共同研究期間と同一とする。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、幹事会で審議する。

附 則

この規約は、平成29年3月10日から施行し、平成23年5月11日施行の旧会則は廃止する。